

# AI 録音・録画機器の利用に関する規程

(訪問看護・訪問介護・居宅介護支援事業所 共通)

株式会社 Creade

## 第1条 (目的)

本規定は、株式会社 Creade が運営する訪問看護事業所、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所（以下「各事業所」という。）及び他事業における AI 技術を搭載した録音・録画機器（以下「本機器」）の適正な利用を定めるものである。これにより、業務記録等の正確性向上、医療・介護サービスの質の担保、適切なケアマネジメントの実施、関係機関との円滑な連携、並びに職員の業務効率化を図り、個人情報の保護とサービスの質の向上を両立させることを目的とする。

## 第2条 (利用の目的)

本機器の利用目的は、以下の事項に限定するものとします。

1. 正確な訪問記録の作成：AI による文字起こしや映像の振り返りにより、正確かつ詳細な看護・リハビリ記録を迅速に作成するため。
2. サービスの質の向上と教育：記録された情報を職員間で共有し、事例検討や技術指導に活用することで、ケアの質を向上させるため。
3. 客観的な事実確認と安全確保：サービス提供中に事故やトラブル（ハラスメント等）が発生した際、客観的な事実を把握し、利用者および職員の安全を守るため。
4. 業務負担の軽減：記録業務を効率化し、その分、利用者への直接的なケアの時間を充実させるため。
5. ご利用者等や関係者間との情報共有、報告・連絡・相談・調整業務

## 第3条 (同意の手続き)

録音・録画を開始する前に、利用者および家族、ならびに必要なに応じて同席する第三者（外部の介護事業者、同居親族等）に対し、その目的と方法を説明し、同意を得るものとします。

2. 同意の形態は必ずしも文書によることを要せず、口頭による同意を職員がサービス提供記録等に記録することをもって、有効な同意がなされたものとみなします。

3. 利用者は、いつでも本機器の利用を拒否、または同意を撤回することができます。拒否された場合でも、不利益な扱いは一切行いません。

## 第4条 (プライバシーへの配慮)

録音データ等は録音データ等は、病状や心身の状態といった極めて機微な個人情報を含むことを全職員が認識し、当法人の個人情報保護方針、各専門職の守秘義務に関する規定、及び関連法令を遵守し、厳重に管理しなければならない。

1. 更衣、排泄、清拭など、身体の露出を伴うケアの場面においては、以下のいずれかの措置を講じまず。

- ① 本機器の使用を一時停止する。
- ② 患部や露出部位が映らないよう、カメラの向きや画角を調整する。

## 第5条（データの管理および破棄）

収集した映像・音声データは個人情報として厳重に管理し、記録作成や内容確認に必要な最小限の期間保存した後、速やかに消去します。

## 第6条（利用者・家族等による録音・録画）

利用者等がサービス提供中の職員を録音・録画（見守りカメラ等を含む）する場合は、事前に当事業者に目的を告げ、職員本人の承諾を得るものとします。

録音・録画されたデータを職員の承諾なく第三者へ提供、または SNS 等へ投稿・公開することを固く禁じます。

## 第7条（無許可録音および係争時の取り扱い）

原則として無許可録音等は行わないものとします。

1. 係争時の事実確認 万一、虐待、ハラスメント、事故、または契約不履行等の疑いが生じ係争が発生した場合には、当事業者が正当な手続きに基づき収集したデータを、事実確認のための客観的な証拠として活用いたします。

2. 無許可データの証拠能力 利用者等による無許可録音等が、職員に対する威圧や不当な利益を得る目的で行われたと判断される場合、当事業者は当事業者は当該データの証拠としての有効性を否定するとともに、信頼関係の破綻による契約解除の理由とすることがあります。

3. 法的機関への提出: 事件性が認められる場合、当事業者は承諾の有無にかかわらず、法令に基づき警察や裁判所等の公的機関へ映像・音声データを提供することがあります。

## 第8条（罰則・制約事項）

本規程（特に無断での SNS 公開等）に違反し、当事業者または職員の名誉を著しく毀損した場合には、サービスの提供を停止し、法的措置を講じる場合があります。

## 第9条（第三者提供の禁止）

当事業者は、次に掲げる場合を除き、本規程に基づき収集した映像・音声データを第三者に提供することはありません。

- ① 利用者、家族、または当該映像・音声に記録された第三者の同意を得た場合。
- ② 法令に基づく場合（裁判所、警察、行政機関からの正式な要請等）。
- ③ 人の生命、身体または財産の保護のために緊急の必要がある場合。
- ④ 「個人情報使用同意書」において同意を得ている範囲内（主治医、連携事業者等）で、サービス提供上必要な共有を行う場合。

## 第10条（管理責任）

AI 録音・録画機器及び録音データ等の管理責任者を、各事業所の管理者とし、利用状況の監督及び定期的な運用状況の見直しを行う。

1. 職員は、録音データ等の漏洩、紛失、その他のセキュリティインシデントが発生し、またはそのおそれがあることを認知した場合、直ちに所属事業所の管理責任者に報告しなければならない。
2. 職員は、機器の使用に関して所属事業所の管理責任者の指示に従うものとする。

#### 第 11 条（教育・研修）

1. 当法人は、職員に対し、本規定の内容、個人情報保護の重要性、及び AI 録音・録画機器の適正な利用方法に関する教育・研修を定期的実施する。
2. 職員は、当法人が指定する教育・研修を受けなければならない。

#### 第 12 条（改定）

本規定は、技術の進展、法令の改正、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて改定されるものとする。

#### 附則

本規定は、西暦 2025 年 9 月 8 日より施行する。

2026 年 1 月 21 日改定